

令和7年度第2回 酒々井町国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和8年1月27日（火）午後1時30分から午後2時40分

場 所 酒々井町役場中央庁舎3階会議室

出席委員 宮野委員、宍倉委員、京増委員、
前田（幸）委員 日良委員、前田（英）委員、
地福委員、小早稲委員、

欠席委員 木内委員

事務局 金塚町長（途中退席）
健康福祉課 大竹課長、坂上副主幹、鈴木主査
税務住民課 中村課長、中山副主幹

- 議題
- （1）国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について（答申）
 - （2）酒々井町国民健康保険高額療養費貸付基金の設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例（案）について（諮問）
 - （3）令和8年度酒々井町国民健康保険事業実施計画（案）について
 - （4）令和8年度酒々井町国民健康保険特別会計予算（案）について
 - （5）酒々井町国民健康保険税減免取扱要綱の一部改正について（報告）

司会 みなさんこんにちは、はじめに、ご連絡をさせていただきます。木内委員につきましては、欠席の連絡がありましたので、ご連絡いたします。

それでは、ただいまから令和7年度第2回酒々井町国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに、ご報告いたします。この度、前委員で歯科医師の宮野委員が、千葉県国民健康保険団体連合会理事長表彰に基づき、「国民健康保険事業に関する者であり、功績のあった者」として、表彰されました。

宮野委員は、令和元年5月から令和7年5月までの6年間にわたり委員を務めていただきました。感謝状は、後日、宮野委員に伝達いたします。以上報告でした。それでは、地福会長からごあいさつをお願いいたします。

会長 今日もお忙しい中、ご苦労様です。今日が選挙の公示日となりましてみなさんそれぞれ忙しいと思いますが、今日の気温は、昨日、一昨日より温かくなってよかったと思います。議題もたくさんありますので、慎重審議よろしく願いいたします。

司会 ありがとうございます。続きまして、金塚町長からご挨拶を申し上げます。

町長 皆様改めましてこんにちは。国保運営協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。昨年の12月7日より酒々井町第48代の酒々井町長の金塚学でございます。改めましてどうぞよろしく願いいたします。本日は、大変お忙

しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。

さて、本日の協議会は、諮問事項として、「酒々井町国民健康保険税率の改正について」と「酒々井町国民健康保険高額療養費貸付基金の設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例（案）について」の2つの諮問をお願いしております。

また、「令和8年度酒々井町国民健康保険事業実施計画（案）」、「令和8年度酒々井町国民健康保険特別会計予算（案）」の2つを議題とさせていただきます。酒々井町国民健康保険税率の改正については、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金」の賦課と納付が始まります。

また、前回7月の運営協議会でもご審議いただいている、千葉県が定める標準保険税率に合わせて税率を改正する方針で令和8年度予算（案）を作成しましたので、ご審議をお願いします。

今後も国、県の動向を注視し、皆様のご意見を伺いながら、町国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

皆様のご支援ご協力、そして本日の慎重ご審議を賜りますようお願い申し上げ、町長からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。それでは会議に移りたいと思います。議長につきましては、酒々井町国民健康保険条例施行規則第6条の規定により「協議会の議長は、会長とする。」となっておりますので、地福会長をお願いいたします。

会長 それでは、ご指名ですので、議長を務めさせていただきます。先ほどの町長挨拶では、課長が言うことないのではと思うぐらいご丁寧にお話いただきましたけれど、今回議題としては5件ありますので、よろしく願いいたします。

それでは、「酒々井町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

中村課長 税務住民課の中村です。本年もよろしく申し上げます。

昨年の7月29日の国保運営協議会では、町長から国保運営協議会長宛に国民健康保険税率の改正に関する審議ということで、諮問文の方を出させていただきました。そして令和8年度保険税率等の見直し方針についてご説明をさせていただきました。

昨年の会議から約半年経ってますので、見直し方針につきまして再度ご説明させていただきます。座って説明いたします。

まず一点目としまして、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金の税率は、県から示される額とすること、2点目として、医療分、後期高齢者支援分および介護納付金分の保険税率は県の示す保険税率に合わせた額とすること。

なお、標準保険税率等は、例年2月頃に県から速報値が示されるため、3月議会では速報値により上程させていただくこととなります。

3点目としまして、課税限度額および低所得者の軽減措置に係る所得判定基準は、地方税法施行令で定める額とすること、なお、地方税法施行令は、12月

末に閣議決定される税制改正の大綱に合わせて改正され、3月末に交付されるため、3月議会には税制改正の大綱で示された額により上程いたします。

4点目としまして、県が示す標準保険等は毎年改定されることから、町の保険税率もそれに合わせて毎年改定していくこと、5点目としましては事務局は、ただいま申し上げた4点の方針に基づいて、令和8年度保険税率等の改正案を作成し次回の会議で答申案および条例改正案を示す、これは今日の会議で示させていただくということです。

以上の5点につきまして前回の会議の最後に委員の皆様にご合意をいただきましたので、それに基づいて事務局の方で答申案を作成いたしましたので、ご説明させていただきます。

お手元の資料の方に答申案がございますのでそちらの方を御覧ください。答申案の方は、地福会長から金塚町長宛てに提出するものです。では読ませていただきます。

酒々井町国民健康保険税率等の改正について（答申）、1. 適当と見られる税率および税額ですが、県の示す最新の標準保険税率等にに合わせて改正する。標準保険税率等は毎年改定されることから、今後それに合わせて毎年改定していく。

2. 課税限度額及び低所得者の軽減措置に係る所得判定基準ですが、地方税法施行令で定める額に合わせて改正する。課税限度額等の改正が見込まれる場合は、改正後の見込額に合わせて改正する。

3. 施行期日は令和8年4月1日とする。

ということで前回の会議で合意をいただきました5つの事項について内容を答申案にまとめさせていただきました。

では続きましてこの答申案に基づいて作成しました条例改正案について、担当よりご説明させていただきます。

（事務局 説明）

（中山副主幹 資料1「酒々井町国民健康保険税率の改正について」

議長 ありがとうございます。今、説明が終わりましたが、質問等がありましたらぜひ出していただければと思います。わからない点とか説明して欲しいということがありましたら、質問はございませんか。新しく子ども・子育て支援金が加わって既にご存知だと思えますが。小早稲さん質問は、ありませんか。

小早稲委員 前に決めたときのものが、反映されているだけですか。前回決めた時と同じメンバーでしたか。

議長 メンバーは代わらないので、すでに知っているからいいですか。質問がないようでしたら、諮問案件ですので、これから採決をとりたいと思います。この諮問案件につきまして、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員ということで。ありがとうございます。次に進めたいと思います。

次は「酒々井町国民健康保険高額療養費貸付基金の設置、管理および運営に関する条例を廃止する条例について（諮問）」です。それでは説明をお願いいたします。

大竹課長 議長、すみません。町長ですが、次の公務がございますので、途中で退席させていただきます。

町長 申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

(町長退席)

議長 今回資料が資料6まであります、なければ事務局までお願いいたします。

(事務局 説明)

(坂上副主幹 資料2「酒々井町国民健康保険高額療養費貸付基金の設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例の制定について」)

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたので、これから皆さんから意見や質問を受けたいと思います。

小早稲委員 この貸付基金条例ですが、高額療養費限度額証の紙が作られる前のものだと思います。令和6年12月からマイナ保険証を使って、今は、限度額証の申請をしなくても、限度額で受けられるようになったわけですが、マイナ保険証に移行していない人には、まだ限度証を発行されるということですよね。貸付することはなくなったということですね。

議長 そうですね。

小早稲委員 確認だけでした。

議長 他にありませんか。

穴倉委員 必要性もなくなったということで、完全廃止でいいのではないのでしょうか。

議長 そういう意見がありました。他にありませんか。なければこれで質疑を終わらせていただきますけどよろしいでしょうか？それでは、採決をしたいと思います。

この案件についてご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員ということですから、今、現物給付がほとんどあたり前になってますからね。ここに書いてある300万は一般会計に繰り入れをすることになりました。

それでは、3番目です。「令和8年度国民健康保険事業実施計画（案）について」事務局からのご説明をお願いいたします。

坂上副主幹 すみません。先ほどの(2)高額療養費貸付基金の廃止条例案について、諮問でしたので、答申案を作っておりますので、配布させていただきます。

(答申案配布)

議長 皆さんのところに、高額療養費貸付基金の設置管理および運営に関する条例を廃止する条例の制定についての答申案を配布しています。今もありましたが、もう既に実際には使われていないため、必要もないということで廃止ということになりましたので、答申案についても、この内容でよろしいでしょうか？

小早稲委員 大丈夫です。

議長 はい。皆さんこれでいいということですので、これで議会の方に答申をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

先ほど言いました今度3点目今度は実施計画でよろしいですかね。説明をお願いいたします。

(事務局説明)

(坂上副主幹 資料3「令和8年度酒々井町国民健康保険健康保険事業実施計画」)

議長 ありがとうございます。事業実施計画について説明が終わりました。質問がありましたらぜひお願いします。ありませんか。

それでは、私から一つ、気がついたというほどのことではないんですが、日曜開庁日にも、これまでも保険税の納付ができるように開設をしているということを書いてありますけれども、これはいつから日曜開庁を行うようになったんですか。

中村課長 平成25年度には行っていました。

議長 大体引き落としとかが多いので、まず払いに来たことはないのですが、日曜開庁

をやっていたんだなという印象です。

中村課長 基本的には毎月の最終日曜日の午前中だけ開庁しています。

議長 国保の滞納者がどのぐらいいるかわかりますか。

坂上副主幹 次の資料4の8ページの一番下に記載しております。令和7年度保険証更新時で、前年度の令和6年度に滞納のある世帯で172世帯6.72%です。既に国保の資格のない方の滞納世帯は、令和8年1月現在298世帯です。

宍倉委員 素人考えですが、国保の未納のある方には翌年度保険証を発行しないとか、法律上許されないのでしょうか。差し押さえなど滞納処分するよりよほど早いかと。

議長 どうですか。

中村課長 以前は、短期保険証という制度がございまして、マイナ保険証に移行していますので今は廃止していますが、それまでは3ヶ月とか6ヶ月で保険証の期間を短くして、納税折衝に来ていただいて、収入状況などによって、納税していただくようにお話をしていました。今も差し押さえをしているが、やはり一律というよりは、生活状況、経済状況を勘案して差し押さえを実施している状況です。

議長 よろしいですか。

宍倉委員 やはりやむを得ない人が多いということですかね。

中村課長 そうですね。差し押さえするにも差し押さえ禁止財産というものもございしますので、全部差し押さえてしまいすと、その方の生活もままならなくなるため、基準に基づいて差し押さえを執行しております。

議長 滞納は、なかなか減らないし、自覚のない方も中にはいらっしゃるの、大変だとは思いますが、払えない人も当然いるのではと思います。その辺を指導といいますか、進めていただきたいと思えます。他に質問はありますか。

小早稲委員 資料4で聞こうか思ってたんですが、今回、短期証がマイナ保険証になりなくなり、1年間の資格確認書に代わりましたが、これで滞納した場合には、病院の方で滞納していることがわかるのでしょうか。滞納しているから、病院で3割負担とか1割負担、2割負担だった人たちが、10割負担になるということですか。

坂上副主幹 基本的には皆さん通常の保険証をお持ちですが、中には、今年度でいく

と6世帯ほどは、特別療養費といういわゆる10割保険証を発行してございます。

この方は10割の保険証なので、使えば病院で10割払うということです。他の方々は、突然10割になることはなくて、皆さん滞納してても3割保険証お持ちです。

小早稲委員 滞納しているかはわからないということですか。

坂上副主幹 滞納の状況はわかりません。なぜ10割保険証なのかというのは、病院でもおそらく滞納だろう想像はできると思いますが、10割の保険証を持っているという事実でしかないです。

小早稲委員 ただ、滞納するしてる人たちでそういう特別療養費を発行されていない人は、滞納はしてるけど病院に行ったら3割ということで、そうすると役場の方はいいですが、病院の方は、医療費を回収できるんですか、大丈夫なんですか。

坂上副主幹 窓口では3割をご本人に払っていただいて、7割分は病院が国保連の方に請求していただくので、病院が取れないことはないです。7割分は大丈夫です。

小早稲委員 わかりました。役場が徴収できないうだけということですね。

議長 他にありませんか。なければこれは、採決は必要ないですか。

坂上副主幹 国保事業計画（案）なので、採決をお願いします。

議長 この案件について賛同をいただける方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。次に進めたいと思います。次に「令和8年度国民健康保険特別会計予算（案）について」説明をよろしく願いいたします。

(事務局説明)

(坂上副主幹 資料4「令和8年度酒々井町国民健康保険特別会計予算(案)説明資料」)

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。質疑がありましたらお願いします。

小早稲委員 令和8年度の予算ということで、支出の方も大体去年と同じぐらいの人数で出産育児一時金や葬祭費など行っていくと思いますが、15ページの間人ドックのところを確認です。助成金の上限が去年金額変わったかと思いますが、3万

と5万でしたか、もっと中途半端な数字だったように思いますが。

坂上副主幹 令和7年度と令和8年度は同じです。

小早稲委員 前々からいくらか減らしたんですか。

坂上副主幹 以前は、だいぶ刻んだ金額だったものを3万円と5万円にしました。

小早稲委員 ありがとうございます。

議長 他に質問はありませんか。なければ、令和8年度国民健康保険特別会計予算案について決を採りたいと思います。予算案に同意される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員ということで、ありがとうございます。最後に、「酒々井町国民健康保険税減免取扱要綱の一部改正について(報告)」を議題とします。説明をお願いします。

(事務局説明)

(中山副主幹 資料6「酒々井町国民健康保険税減免取扱要綱の一部改正」)

議長 ありがとうございます。減免の条件の変更ということでしたけれど、質問ありませんか。

私がわからなかったところを聞いてもよろしいでしょうか。資料の「預貯金が申請者本人の60万円に、その他親族の人数につき27万円加算した金額以内であれば納付資力がないもとして扱います。」とありますが、この数値は以前から同じでしたか。

中山副主幹 そうです。国税徴収法にありまして、それ以上に徴収してしまうと生活が立ち行かなくなってしまうだろうということで完全にゼロにはしない、基準以下であれば基本的には納付資力がないということで判断する規定になっております。

議長 新たに考えるのは、資産を考慮していないところを変えるということですか。

中山副主幹 この基準に手を加えるというより、預貯金以外に資産がある方は、なんとかするのはということで、預貯金以外の部分も判断に入れていこうという改正になってます。

議長 ちょっとずれるかもしれませんが、例えばその資産として山を持っていると、

議長 一部改正の報告ということで、全員挙手ということでした。他に何か意見とか質問とかありましたら最後に伺いたいと思いますがありませんか。

宮野委員 マイナ保険証に移行してない方の割合は、どのぐらい町にはいらっしゃるのですか。

坂上副主幹 今マイナ保険証に移行してる方が67%ぐらいです。

宮野委員 30%ぐらいはまだ移行してない方がいらっしゃるってことですね。ありがとうございます。

小早稲委員 確認ですが、もうそろそろ新しいマイナンバーカードに更新する切り替えの時期がくるとと思いますが、その時は、個々に手紙がいくのでしょうか。

中村課長 そうです。

小早稲委員 運転免許証更新のように、ハガキが届いてから更新に行くというイメージですか。

中村課長 細かいところは私も把握してないですが、その通知が確か届くはずですよ。

議長 通知に従って行くということですね。私もマイナンバーカードは作っていませんが、そのうち強制的にくるかなとは思ってはいますが。他にありませんか。

穴倉委員 単純な質問ですけど、先ほど団塊の世代人たちが後期高齢者に移行し、今後保険税とか影響がだいぶ出てくるのでしょうか？

議長 国保から今度後期後期高齢者ということですよ。

中村課長 被保険者数が減りますから、県の標準保険税率の方には、影響はあるかと思えます。

議長 極端な影響はないということですか。

中山副主幹 そうです。運営主体は県で、必要な納付金額はいくらかと算定して標準税率を決めていますので、1人1人に対して、その町の被保険者数が減ったことによって大きく1人1人の保険税率に反映するっていうことはないということです。

議長 よろしいですか。他にありませんか。それでは、これをもちまして今回5件の

議題がありましたけれど、全部終了いたしましたので、国民健康保険運営協議会を終了させていただきますけれどもよろしいでしょうか？それでは終わります。ご苦労さまでした。